

保保発 0508 第 2 号
保国発 0508 第 2 号
保高発 0508 第 2 号
令和 2 年 5 月 8 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

」 殿

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局高齢者医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「被保険者資格の喪失後に受けた療養に係る療養費請求権の消滅時効
の起算日について」の一部改正について

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）により、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 193 条、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）142 条、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 110 条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）160 条が改正され、令和 2 年 4 月 1 日より施行されたところである。

これらの改正等に伴い、「被保険者資格の喪失後に受けた療養に係る療養費請求権の消滅時効の起算日について」（平成 26 年保保発 0515 第 1 号・保国発 0515 第 3 号・保高発 0515 第 1 号）を下記のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日より適用することとしたので、運用に当たって、適切に対応いただくよう、ご留意願いたい。

記

新	旧
被保険者が、過去に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）の被保険者資格を喪失した後に、旧保険者の被保険者証を提示して	被保険者が、過去に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）の被保険者資格を喪失した後に、旧保険者の被保険者証を提示して

保険医療機関等から療養を受けた場合等は、旧保険者は、当該被保険者に対して保険給付相当の費用の返還を求めるとともに、当該被保険者は、当該療養を受けた時に現に加入している保険者（以下「現保険者」という。）に療養費を請求することができる。

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 193 条、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）142 条、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 110 条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）160 条においては、保険給付を受ける権利の消滅時効は、権利を行使することができる時から進行すると規定されているところ、当該被保険者は当該療養を受けた時において現保険者から保険給付を受ける権利を本来有していたことから、この場合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該療養を受けた日の翌日とすること。

ただし、被用者保険において事業主が被保険者資格の得喪に関する届出を怠った、事業主による未払賃金の支払いが行われた等の被保険者の責に帰することのできない事由により遡って被保険者資格の得喪が生じた場合（例えば、被用者保険の被保険者資格を遡って取得した場合又は喪失したことにより国民健康保険の被保険者資格を遡って取得した場合）は、当該被保険者は当該被保険者資格の得喪の決定が被用者保険の保険者により行われたことにより初めて現保険者からの保険給付を受ける権利を行使することが可能となることから、この場合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該決定が確定した日の翌日とすること。

なお、民法第 145 条に「時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人・物上保証人・第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有するものを含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」と規定されていることから、全国健康保険協会及び健康保険組合は、保険者の判断で消滅

保険医療機関等から療養を受けた場合等は、旧保険者は、当該被保険者に対して保険給付相当の費用の返還を求めるとともに、当該被保険者は、当該療養を受けた時に現に加入している保険者（以下「現保険者」という。）に療養費を請求することができる。

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 166 条第 1 項においては、債権の消滅時効は、「権利を行使することができる時から進行する」と規定されているところ、当該被保険者は当該療養を受けた時において現保険者から保険給付を受ける権利を本来有していたことから、この場合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該療養を受けた日の翌日とすること。

ただし、被用者保険において事業主が被保険者資格の得喪に関する届出を怠った等により、裁判の判決又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会の決定等により遡って現保険者の被保険者資格を取得した場合（例えば、被用者保険の被保険者資格を遡って取得した場合又は喪失したことにより国民健康保険の被保険者資格を遡って取得した場合）は、当該被保険者は当該判決又は決定等により初めて当該被保険者資格を有するに至ったものであり、それ以前は保険給付を受ける権利を行使することが不可能であったことから、この場合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該判決又は決定等が確定した日の翌日とすること。

なお、民法第 145 条に「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」と規定されていることから、全国健康保険協会及び健康保険組合は、保険者の判断で消滅時効による利益を放棄し、療養費請求権の消滅時効の成立後に被保険者に対して療養費を支給することを妨げるもので

時効による利益を放棄し、療養費請求権の消滅時効の成立後に被保険者に対して療養費を支給することを妨げるものではないこと。一方、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 236 条第 2 項（同法第 292 条の規定により準用する場合を含む。）により、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについては、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合は消滅時効の利益を放棄することはできないものとされていること。	はないこと。一方、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 236 条第 2 項（同法第 292 条の規定により準用する場合を含む。）により、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについては、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合は消滅時効の利益を放棄することはできないものとされていること。
--	---

保保発0515第1号
保国発0515第3号
保高発0515第1号
平成26年5月15日
(一部改正：令和2年5月8日)
保保発0508第2号
保国発0508第2号
保高発0508第2号
令和2年5月8日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公 印 省 略)

被保険者資格の喪失後に受けた療養に係る療養費請求権の消滅時効の起算日について

標記の件について、その取扱いを下記のとおりお示しするので、適正な実施に遺漏なきを期されたい。

記

被保険者が、過去に加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）の被保険者資格を喪失した後に、旧保険者の被保険者証を提示して保険医療機関等から療養を受けた場合等は、旧保険者は、当該被保険者に対して保険給付相当の費用の返還を求めるとともに、当該被保険者は、当該療養を受けた時に現に加入している保険者（以下「現保険者」という。）に療

養費を請求することができる。

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 193 条、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）142 条、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 110 条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）160 条においては、保険給付を受ける権利の消滅時効は、権利を行使することができる時から進行すると規定されているところ、当該被保険者は当該療養を受けた時において現保険者から保険給付を受ける権利を本来有していたことから、この場合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該療養を受けた日の翌日とすること。

ただし、被用者保険において事業主が被保険者資格の得喪に関する届出を怠った、事業主による未払賃金の支払いが行われた等の被保険者の責に帰することのできない事由により遡って被保険者資格の得喪が生じた場合（例えば、被用者保険の被保険者資格を遡って取得した場合又は喪失したことにより国民健康保険の被保険者資格を遡って取得した場合）は、当該被保険者は当該被保険者資格の得喪の決定が被用者保険の保険者により行われたことにより初めて現保険者からの保険給付を受ける権利を行使することが可能となることから、この場合における療養費請求権の消滅時効の起算日は、当該決定が確定した日の翌日とすること。

なお、民法第 145 条に「時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人・物上保証人・第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有するものを含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」と規定されていることから、全国健康保険協会及び健康保険組合は、保険者の判断で消滅時効による利益を放棄し、療養費請求権の消滅時効の成立後に被保険者に対して療養費を支給することを妨げるものではないこと。一方、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 236 条第 2 項（同法第 292 条の規定により準用する場合を含む。）により、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについては、普通地方公共団体及び地方公共団体の組合は消滅時効の利益を放棄することはできないものとされていること。